

別添

「医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行について」（令和２年１月１６日付け医政発 0116 第１号厚生労働省医政局長通知）

新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行について（通知） （略） 記 第１ 改正の趣旨（略） 第２ 改正の内容 １ 改正法による改正後の法第５条の２第１項の認定（以下「認定」という。）に係る手続きについては、次に掲げるとおりとすること。 （１）認定の申請 認定を受けようとする者は、以下の事項を記載した申請書を、以下の事項のうちア～ウについて証する書類を添えて厚生労働大臣に提出すること。 ア 医師の確保を特に図るべき区域において行った医療の提供に関する業務の内容（３のアからウまでに掲げる全ての業務を含むものとする。）	医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行について（通知） （略） 記 第１ 改正の趣旨（略） 第２ 改正の内容 １ 改正法による改正後の法第５条の２第１項の認定（以下「認定」という。）に係る手続きについては、次に掲げるとおりとすること。 （１）認定の申請 認定を受けようとする者は、以下の事項を記載した申請書を、以下の事項のうちア～ウについて証する書類を添えて厚生労働大臣に提出すること。 ア 医師の確保を特に図るべき区域において行った医療の提供に関する業務の内容（３のアからウまでに掲げる全ての業務を含むものとする。）

改 正 後	改 正 前
イ アの業務を行った期間 ウ アの業務を行った、医師の確保を特に図るべき区域に所在する病院又は診療所（以下「医師少数区域等所在病院等」という。）の名称及び所在地 エ アの業務を行うこととなった理由 オ アの業務を行った医師少数区域等所在病院等の勤務環境 カ アの期間及びその前後の期間における勤務地その他の勤務の状況 キ その他認定をするために必要な事項 オの「勤務環境」として、医師少数区域等所在病院等における業務の内容（アに該当するものを除く。）、従事した診療科、勤務環境（勤務時間等）、処遇（給与・福利厚生）等について報告するものとする。 なお、法第5条の2第1項の医師の確保を特に図るべき区域（以下「医師少数区域等」という。）は、法第30条の4第6項に規定する区域及び法第30条の4第2項第14号に規定する区域（法第30条の4第6項に規定する区域を除く。）内の区域であって、医師の確保を特に図るべきものとして当該区域の属する都道府県の知事が定めたもの、<u>又は法第30条の4第2項第11号イ(2)に掲げる区域</u>とすること。 2 （略）	イ アの業務を行った期間 ウ アの業務を行った、医師の確保を特に図るべき区域に所在する病院又は診療所（以下「医師少数区域等所在病院等」という。）の名称及び所在地 エ アの業務を行うこととなった理由 オ アの業務を行った医師少数区域等所在病院等の勤務環境 カ アの期間及びその前後の期間における勤務地その他の勤務の状況 キ その他認定をするために必要な事項 オの「勤務環境」として、医師少数区域等所在病院等における業務の内容（アに該当するものを除く。）、従事した診療科、勤務環境（勤務時間等）、処遇（給与・福利厚生）等について報告するものとする。 なお、法第5条の2第1項の医師の確保を特に図るべき区域（以下「医師少数区域等」という。）は、法第30条の4第6項に規定する区域及び法第30条の4第2項第14号に規定する区域（法第30条の4第6項に規定する区域を除く。）内の区域であって、医師の確保を特に図るべきものとして当該区域の属する都道府県の知事が定めたものとする。 2 （略）

改 正 後	改 正 前
3 法第5条の2第1項の厚生労働省令で定める経験は、法第7条に規定する臨床研修等修了医師が、医師少数区域等所在病院等において<u>1年</u>以上の期間診療に従事し、かつ、当該病院等において次に掲げる全ての業務を行った経験とすること。 ア 個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務 イ 他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務 ウ 地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務 (1) 認定に必要な期間 認定に必要な診療を行っている期間においては、原則として同一の医師少数区域等所在病院等に週32時間以上（育児・介護休業法の規定に基づき短時間勤務を行っている場合は原則として週30時間以上）勤務することとする。この場合は、勤務を行っていない日を認定に必要な勤務期間に含めることができるものとし、また、妊娠・出産・育児・傷病・短期の休暇等（以下「<u>妊娠・出産等</u>という。）の理由により勤務を中断した場合は、中断前後の勤務期間を合算できることとする。	3 法第5条の2第1項の厚生労働省令で定める経験は、法第7条に規定する臨床研修等修了医師が、医師少数区域等所在病院等において<u>6月</u>以上の期間診療に従事し、かつ、当該病院等において次に掲げる全ての業務を行った経験とすること。 ア 個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務 イ 他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務 ウ 地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務 (1) 認定に必要な期間 認定に必要な診療を行っている期間においては、原則として同一の医師少数区域等所在病院等に週32時間以上（育児・介護休業法の規定に基づき短時間勤務を行っている場合は原則として週30時間以上）勤務することとする。この場合は、勤務を行っていない日を認定に必要な勤務期間に含めることができるものとし、また、妊娠・出産・育児・傷病・短期の休暇等の理由により勤務を中断した場合は、中断前後の勤務期間を合算できることとする。

改 正 後	改 正 前
ただし、医師免許を取得して9年以上経過した後に医師少数区域等所在病院等に勤務する場合には、同一又は複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な<u>1日6時間以上における</u>勤務の日数を合計して <u>365日</u>となった場合も認定に必要な勤務期間に達したものとして扱うが、この場合は実際に勤務を行っていない日は勤務の日数に含めないこととする。 <u>また、医師免許を取得して9年以上経過する前に医師少数区域等所在病院等に勤務する場合には、最初の6月以上の勤務は原則1月以上の連続した勤務（妊娠・出産等の理由により勤務を中断した場合は、中断前後の勤務期間を合算できることとする。）の積み上げとし、1年から当該勤務期間を引いた残りの期間においては、同一又は複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な1日6時間以上における勤務日の積み上げを可能とする。</u> なお、認定の対象となるのは、原則として当該医師少数区域等所在病院等の所在する地域が医療計画において医師少数区域等として位置づけられている間の勤務とするが、診療を開始した時点において医師少数区域等に該当する地域であって、その後医師少数区域等に該当しなくなった地域については、当該医師少数区域等所在病院等において診療を開始した後初めて医師少数区域等に該当しなくなった時点から3年の間は、医師少数区域等とみなす。	ただし、医師免許を取得して9年以上経過した後に医師少数区域等所在病院等に勤務する場合には、同一又は複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な勤務の日数を合計して <u>180日</u>となった場合も認定に必要な勤務期間に達したものとして扱うが、この場合は実際に勤務を行っていない日は勤務の日数に含めないこととする。 <u>(新設)</u> なお、認定の対象となるのは、原則として当該医師少数区域等所在病院等の所在する地域が医療計画において医師少数区域等として位置づけられている間の勤務とするが、診療を開始した時点において医師少数区域等に該当する地域であって、その後医師少数区域等に該当しなくなった地域については、当該医師少数区域等所在病院等において診療を開始した後初めて医師少数区域等に該当しなくなった時点から3年の間は、医師少数区域等とみなす。

改 正 後	改 正 前
(2) 認定に必要な業務 (略) 4 医業をなす病院又は医業及び歯科医業を併せ行うものであって主として医業を行う病院である場合に認定を受けた臨床研修等修了医師が管理しなければならない病院並びに当該病院であっても認定を受けていない臨床研修等修了医師に管理させることができる場合を以下のとおり定める。 (1) 管理者要件の対象となる病院 <u>地域医療支援病院、法第 31 条に規定する公的医療機関である病院、独立行政法人国立病院機構の開設する病院、独立行政法人地域医療機能推進機構の開設する病院及び独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院</u>とする。 (2) 管理者要件の例外となる場合 以下に掲げる場合は、(1) に掲げる場合であっても、認定を受けていない臨床研修等修了医師に病院を管理させることができる。 ア 地域における医療の確保のために当該病院を管理させることが適当と認められる者（令和 2 年 4 月 1 日以降に臨床研修を開始した医師以外の医師に限る。）に病院を管理させる場合 <u>イ 医師少数区域等に所在する (1) の病院を管理させる場合</u>	(2) 認定に必要な業務 (略) 4 医業をなす病院又は医業及び歯科医業を併せ行うものであって主として医業を行う病院である場合に認定を受けた臨床研修等修了医師が管理しなければならない病院並びに当該病院であっても認定を受けていない臨床研修等修了医師に管理させることができる場合を以下のとおり定める。 (1) 管理者要件の対象となる病院 地域医療支援病院とする。 (2) 管理者要件の例外となる場合 以下に掲げる場合は、(1) に掲げる場合であっても、認定を受けていない臨床研修等修了医師に病院を管理させることができる。 ア 地域における医療の確保のために当該病院を管理させることが適当と認められる者（令和 2 年 4 月 1 日以降に臨床研修を開始した医師以外の医師に限る。）に病院を管理させる場合 <u>(新設)</u>

改 正 後	改 正 前
病院を管理させることについてやむを得ない事情があると都道府県知事が認める場合 <u>なお、ウについては都道府県において i ～ iv の経験等の実績を確認する必要があることから、医療機関及び地域医療対策協議会等において、当該経験等を証する必要な書面を i ～ iv の経験等をした者に交付するとともに、当該者は、当該書面を適切に保管した上で、都道府県に対して必要な提出をすること。</u> <u>また、エ</u>については真にやむを得ない場合に限るものとし、都道府県は、<u>エ</u>の場合を認めるに当たっては厚生労働省医政局と協議の上で判断すること。 第 3 その他（略） 別紙 法第 5 条の 2 第 1 項の認定の申請等の手続きについて 第 1 認定の申請手続き 法第 5 条の 2 第 1 項の認定の申請は、以下のとおり行うこと。 （１）同一の医師少数区域等所在病院等における連続した勤務に基づき申請を行う場合 <u>又は医師免許取得後 9 年以上経過していない医師による同一若しくは複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な勤務に基づき申請を行う場合</u>	を管理させることについてやむを得ない事情があると都道府県知事が認める場合 <u>なお、イ</u>については真にやむを得ない場合に限るものとし、都道府県は、<u>イ</u>の場合を認めるに当たっては厚生労働省医政局と協議の上で判断すること。 第 3 その他（略） 別紙 法第 5 条の 2 第 1 項の認定の申請等の手続きについて 第 1 認定の申請手続き 法第 5 条の 2 第 1 項の認定の申請は、以下のとおり行うこと。 （１）同一の医師少数区域等所在病院等における連続した勤務に基づき申請を行う場合

改 正 後	改 正 前
- 申請者は、認定に必要な経験に関する所定の事項を別記様式 1－1 に基づき記載すること。 - 認定に必要な業務を行った医療機関として別記様式 1－1 に記載された医師少数区域等所在病院等の管理者は、申請者の勤務についての証明書を別記様式 1－2 に基づき記載すること。 - 申請者は、認定に必要な業務を行うこととなった理由、当該業務を行った医師少数区域等所在病院等の勤務環境、当該業務を行った期間及びその前後の期間における勤務地その他の勤務の状況について、別記様式 4 に基づき記載すること。 - 別記様式 1－1，1－2，4 に基づき記載した申請書及び以下の書類を住所地の都道府県を管轄する地方厚生局に提出すること。 - 臨床研修修了登録証の写し (平成 16 年 3 月以前の医師免許取得者にあつては「医師免許証の写し」) - 認定証送付用封筒 (角形 2 号の封筒に住所・氏名を記載し、一般書留による郵送に必要な額の切手を貼付のこと。) (2) (略)	- 申請者は、認定に必要な経験に関する所定の事項を別記様式 1－1 に基づき記載すること。 - 認定に必要な業務を行った医療機関として別記様式 1－1 に記載された医師少数区域等所在病院等の管理者は、申請者の勤務についての証明書を別記様式 1－2 に基づき記載すること。 - 申請者は、認定に必要な業務を行うこととなった理由、当該業務を行った医師少数区域等所在病院等の勤務環境、当該業務を行った期間及びその前後の期間における勤務地その他の勤務の状況について、別記様式 4 に基づき記載すること。 - 別記様式 1－1，1－2，4 に基づき記載した申請書及び以下の書類を住所地の都道府県を管轄する地方厚生局に提出すること。 - 臨床研修修了登録証の写し (平成 16 年 3 月以前の医師免許取得者にあつては「医師免許証の写し」) - 認定証送付用封筒 (角形 2 号の封筒に住所・氏名を記載し、一般書留による郵送に必要な額の切手を貼付のこと。) (2) (略)

改 正 後	改 正 前
第 2 (略)	第 2 (略)

認定年月日

様式 1 - 1

法第5条の2第1項の認定の申請書

(同一の医師少数区域等所在病院等における連続した勤務に基づき申請を行う場合又は医師免許取得後9年以上経過していない医師による同一若しくは複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な勤務に基づき申請を行う場合)

医 籍 登録番号	第									号	医籍登録 年 月 日	令和 平成 昭和			年			月			日
											臨床研修 修了登録 年 月 日	令和 平成			年			月			日

認定の対象となる勤務を行った医療機関の名称及び所在地並びに勤務期間

医療機関の名称	所在地
勤務期間	
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
当該期間において、週 32 時間以上 [※] の勤務を（行った 行っていない） ※ 本申請書における「週 32 時間以上の勤務」とは、育児・介護休業法の規定に基づき短時間勤務を行っている場合について、週 30 時間以上の勤務の場合も含まれること。	
当該期間において、妊娠・出産・育児・傷病・短期の休暇等により週 32 時間以上の勤務を中断した場合は、以下に期間と理由を記載すること。 ①令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日（理由： ） ②令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日（理由： ）	
1 年以上の連続した勤務ではない場合、1 月以上の連続した勤務期間 ①令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日のうち 月（勤務先： ） ②令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日のうち 月（勤務先： ）	
1 年以上の連続した勤務ではない場合、1 日 6 時間以上の断続した勤務期間 ①令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日のうち 日（勤務先： ） ②令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日のうち 日（勤務先： ）	
当該医療機関で行った業務（アからウまでのそれぞれにつき 1 つ以上○で囲むこと。）	
(ア) 個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務 1. 地域の患者への継続的な診療 2. 診療時間外の患者の急変時の対応 3. 在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療 4. 在宅療養を行っている患者が急変した際の往診 5. 小児等に対する夜間診療の実施 6. その他（ ） ※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。	
(イ) 他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務 1. 地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加 2. 他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整	

認定年月日

様式 1 - 1

法第5条の2第1項の認定の申請書

(同一の医師少数区域等所在病院等における連続した勤務に基づき申請を行う場合)

医 籍 登録番号	第									号	医籍登録 年 月 日	令和 平成 昭和			年			月			日
											臨床研修 修了登録 年 月 日	令和 平成			年			月			日

認定の対象となる勤務を行った医療機関の名称及び所在地並びに勤務期間

医療機関の名称	所在地
勤務期間	
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
当該期間において、週 32 時間以上 [※] の勤務を（行った 行っていない） ※ 本申請書における「週 32 時間以上の勤務」とは、育児・介護休業法の規定に基づき短時間勤務を行っている場合について、週 30 時間以上の勤務の場合も含まれること。	
当該期間において、妊娠・出産・育児・傷病・短期の休暇等により週 32 時間以上の勤務を中断した場合は、以下に期間と理由を記載すること。 ①令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日（理由： ） ②令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日（理由： ）	
当該医療機関で行った業務（アからウまでのそれぞれにつき 1 つ以上○で囲むこと。）	
(ア) 個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務 1. 地域の患者への継続的な診療 2. 診療時間外の患者の急変時の対応 3. 在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療 4. 在宅療養を行っている患者が急変した際の往診 5. 小児等に対する夜間診療の実施 6. その他（ ） ※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。	
(イ) 他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務 1. 地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加 2. 他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整 3. 介護認定審査会への参加 4. 地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。） 5. その他（ ）	
(ウ) 地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務 1. 公共的な性格を有する定型的な健康診断 [※] 及びその結果に基づく保健指導 ※ 労働安全衛生法に基づく健康診断 学校保健法に基づく健康診断	

改 正 後

3. 介護認定審査会への参加
4. 地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。）
5. その他（ ）
- （ウ）地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務
1. 公共的な性格を有する定型的な健康診断[※]及びその結果に基づく保健指導
- ※ 労働安全衛生法に基づく健康診断
学校保健法に基づく健康診断
母子保健法に基づく健康診査
健康増進法に基づくがん検診
高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査
保険者からの委託に基づく健康診断 等が含まれる。
2. 予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種
3. 地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。）
4. その他（ ）

上記のとおり業務を行ったことをもって、医療法第5条の2第1項の認定を申請します。

令和 年 月 日	
本籍 (国籍)	都 道 府 県
郵便番号	電 話 番 号
住 所	都 道 府 県

ふりがな			性別	男 女
氏 名	(姓)	(名)		

生年月日	昭和 平成 西暦					年			月			日
------	----------------	--	--	--	--	---	--	--	---	--	--	---

厚生労働大臣 殿

地方厚生局受付印

改 正 前

- 母子保健法に基づく健康診査
健康増進法に基づくがん検診
高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査
保険者からの委託に基づく健康診断 等が含まれる。
2. 予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種
3. 地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。）
4. その他（ ）

上記のとおり業務を行ったことをもって、医療法第5条の2第1項の認定を申請します。

令和 年 月 日	
本籍 (国籍)	都 道 府 県
郵便番号	電 話 番 号
住 所	都 道 府 県

ふりがな			性別	男 女
氏 名	(姓)	(名)		

生年月日	昭和 平成 西暦					年			月			日
------	----------------	--	--	--	--	---	--	--	---	--	--	---

厚生労働大臣 殿

地方厚生局受付印

医療法第5条の2第1項の認定に必要な経験に係る証明書

(同一の医師少数区域等所在病院等における連続した勤務に基づき申請を行う場合又は医師免許取得後9年以上経過していない医師による同一若しくは複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な勤務に基づき申請を行う場合)

当該医療機関における勤務期間に関して下記の記載に相違ないこと及び申請者が当該期間に当該医療機関において以下の(ア)から(ウ)の全ての業務を行ったことを証明する。

年 月 日
(医療機関の名称)
(管理者氏名)

申請者氏名 (年 月 日生まれ)

医療機関の名称	所在地
勤務期間	
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
当該期間において、週 32 時間以上 [※] の勤務を(行った 行っていない)	
※ 本申請書における「週 32 時間以上の勤務」とは、育児・介護休業法の規定に基づき短時間勤務を行っている場合については、週 30 時間以上の勤務の場合も含まれること。	
当該期間において、妊娠・出産・育児・傷病・短期の休暇等により週 32 時間以上の勤務を中断した場合は、以下に期間と理由を記載すること。	
①令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日(理由:)	
②令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日(理由:)	
1年以上の連続した勤務ではない場合、1月以上の連続した勤務期間	
①令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日のうち 月	
②令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日のうち 月	
1年以上の連続した勤務ではない場合、1日6時間以上の断続した勤務期間	
①令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日のうち 日	
②令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日のうち 日	

厚生労働大臣 殿

医療法第5条の2第1項の認定に必要な経験に係る証明書

(同一の医師少数区域等所在病院等における連続した勤務に基づき申請を行う場合)

当該医療機関における勤務期間に関して下記の記載に相違ないこと及び申請者が当該期間に当該医療機関において以下の(ア)から(ウ)の全ての業務を行ったことを証明する。

年 月 日
(医療機関の名称)
(管理者氏名)

申請者氏名 (年 月 日生まれ)

医療機関の名称	所在地
勤務期間	
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
当該期間において、週 32 時間以上 [※] の勤務を(行った 行っていない)	
※ 本申請書における「週 32 時間以上の勤務」とは、育児・介護休業法の規定に基づき短時間勤務を行っている場合については、週 30 時間以上の勤務の場合も含まれること。	
当該期間において、妊娠・出産・育児・傷病・短期の休暇等により週 32 時間以上の勤務を中断した場合は、以下に期間と理由を記載すること。	
①令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日(理由:)	
②令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日(理由:)	

厚生労働大臣 殿

- (ア) から (ウ) の業務
(ア) 個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務
(イ) 他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務
(ウ) 地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務

改 正 後	改 正 前
(ア) から (ウ) の業務 (ア) 個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務 (イ) 他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務 (ウ) 地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務 (アの業務の例) ・地域の患者への継続的な診療 ・診療時間外の患者の急変時の対応 ・在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療 ・在宅療養を行っている患者が急変した際の往診 ・小児等に対する夜間診療の実施 ※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。 (イの業務の例) ・地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加 ・他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整 ・介護認定審査会への参加 ・小児の慢性疾患患者についての教育施設等、環境の面で特別な配慮が必要な慢性疾患患者についての環境を担う施設との調整 ・地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。） (ウの業務の例) ・公共的な性格を有する定型的な健康診断[※]及びその結果に基づく保健指導 ※ 労働安全衛生法に基づく健康診断 - 学校保健法に基づく健康診断 - 母子保健法に基づく健康診査 - 健康増進法に基づくがん検診 - 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査 - 保険者からの委託に基づく健康診断 - 等が含まれる。 ・予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種 ・地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。）	(アの業務の例) ・地域の患者への継続的な診療 ・診療時間外の患者の急変時の対応 ・在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療 ・在宅療養を行っている患者が急変した際の往診 ・小児等に対する夜間診療の実施 ※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。 (イの業務の例) ・地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加 ・他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整 ・介護認定審査会への参加 ・小児の慢性疾患患者についての教育施設等、環境の面で特別な配慮が必要な慢性疾患患者についての環境を担う施設との調整 ・地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。） (ウの業務の例) ・公共的な性格を有する定型的な健康診断[※]及びその結果に基づく保健指導 ※ 労働安全衛生法に基づく健康診断 - 学校保健法に基づく健康診断 - 母子保健法に基づく健康診査 - 健康増進法に基づくがん検診 - 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査 - 保険者からの委託に基づく健康診断 - 等が含まれる。 ・予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種 ・地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。）

改 正 後

認定年月日

様式 2-1

医療法第5条の2第1項の認定の申請書

(医師免許取得後9年以上経過した医師による同一又は複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な勤務に基づき申請を行う場合)

医 籍 登録番号	第									号	医 籍 登 録 年 月 日	令 和 平 成 昭 和			年		月		日
											臨 床 研 修 修 了 登 録 年 月 日	令 和 平 成			年		月		日

認定の対象となる勤務を行った医療機関の名称及び所在地、勤務期間並びに当該医療機関において行った業務

※ 認定の対象となる勤務を行った医療機関が複数ある場合は、そのうち勤務を開始した時期が早い医療機関における勤務から順に次項の欄に記載すること。

※ 下欄のア〜ウの業務の具体例としては、以下のものが考えられる。

(アの業務の例)

- ・地域の患者への継続的な診療
- ・診療時間外の患者の急変時の対応
- ・在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療
- ・在宅療養を行っている患者が急変した際の往診
- ・小児等に対する夜間診療の実施※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。

(イの業務の例)

- ・地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加
- ・他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整
- ・介護認定審査会への参加
- ・地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。）

(ウの業務の例)

- ・公共的な性格を有する定型的な健康診断[※]及びその結果に基づく保健指導
 - ※ 労働安全衛生法に基づく健康診断
 - 学校保健法に基づく健康診断
 - 母子保健法に基づく健康診査
 - 健康損診放に基づくがん検診
 - 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査
 - 保険者からの委託に基づく健康診断 等が含まれる。
- ・予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種
- ・地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。）

改 正 前

認定年月日

様式 2-1

医療法第5条の2第1項の認定の申請書

(医師免許取得後9年以上経過した医師による同一又は複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な勤務に基づき申請を行う場合)

医 籍 登録番号	第									号	医 籍 登 録 年 月 日	令 和 平 成 昭 和			年		月		日
											臨 床 研 修 修 了 登 録 年 月 日	令 和 平 成			年		月		日

認定の対象となる勤務を行った医療機関の名称及び所在地、勤務期間並びに当該医療機関において行った業務

※ 認定の対象となる勤務を行った医療機関が複数ある場合は、そのうち勤務を開始した時期が早い医療機関における勤務から順に次項の欄に記載すること。

※ 下欄のア〜ウの業務の具体例としては、以下のものが考えられる。

(アの業務の例)

- ・地域の患者への継続的な診療
- ・診療時間外の患者の急変時の対応
- ・在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療
- ・在宅療養を行っている患者が急変した際の往診
- ・小児等に対する夜間診療の実施※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。

(イの業務の例)

- ・地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加
- ・他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整
- ・介護認定審査会への参加
- ・地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。）

(ウの業務の例)

- ・公共的な性格を有する定型的な健康診断[※]及びその結果に基づく保健指導
 - ※ 労働安全衛生法に基づく健康診断
 - 学校保健法に基づく健康診断
 - 母子保健法に基づく健康診査
 - 健康損診放に基づくがん検診
 - 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査
 - 保険者からの委託に基づく健康診断 等が含まれる。
- ・予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種
- ・地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。）

改 正 後

認定の対象となる勤務（ ）

医療機関の名称	所在地
勤務期間	
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 のうち 日（1日6時間以上の勤務日）	
当該医療機関において行った業務（該当するものを○で囲むこと。）	
(ア) 個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務 1. 地域の患者への継続的な診療 2. 診療時間外の患者の急変時の対応 3. 在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療 4. 在宅療養を行っている患者が急変した際の往診 5. 小児等に対する夜間診療の実施 6. その他（ ） ※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。	
(イ) 他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務 1. 地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加 2. 他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整 3. 介護認定審査会への参加 4. 地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。） 5. その他（ ）	
(ウ) 地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務 1. 公共的な性格を有する定型的な健康診断 [※] 及びその結果に基づく保健指導 ※ 労働安全衛生法に基づく健康診断 学校保健法に基づく健康診断 母子保健法に基づく健康診査 健康増進法に基づくがん検診 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査 保険者からの委託に基づく健康診断 等が含まれる。 2. 予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種 3. 地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。） 4. その他（ ）	

改 正 前

認定の対象となる勤務（ ）

医療機関の名称	所在地
勤務期間	
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 のうち 日	
当該医療機関において行った業務（該当するものを○で囲むこと。）	
(ア) 個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務 1. 地域の患者への継続的な診療 2. 診療時間外の患者の急変時の対応 3. 在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療 4. 在宅療養を行っている患者が急変した際の往診 5. 小児等に対する夜間診療の実施 6. その他（ ） ※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。	
(イ) 他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務 1. 地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加 2. 他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整 3. 介護認定審査会への参加 4. 地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。） 5. その他（ ）	
(ウ) 地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務 1. 公共的な性格を有する定型的な健康診断 [※] 及びその結果に基づく保健指導 ※ 労働安全衛生法に基づく健康診断 学校保健法に基づく健康診断 母子保健法に基づく健康診査 健康増進法に基づくがん検診 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査 保険者からの委託に基づく健康診断 等が含まれる。 2. 予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種 3. 地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。） 4. その他（ ）	

改正後

上記のとおり業務を行ったことをもって、医療法第5条の2第1項の認定を申請します。

令和		年		月		日								
本籍 (国籍)		都 道 府 県												
郵便番号				電話番号										
住 所		都 道 府 県												
ふりがな						性別	男							
氏 名 (姓)				(名)			女							
生年月日	昭和 平成 西暦					年				月				日

厚生労働大臣 殿

地方厚生局受付印

改正前

上記のとおり業務を行ったことをもって、医療法第5条の2第1項の認定を申請します。

令和		年		月		日					
本籍 (国籍)		都 道 府 県									
郵便番号						電話番号					
住 所		都 道 府 県									
ふりがな						性別	男				
氏 名 (姓)		(名)					女				
生年月日	昭和 平成 西暦					年		月			日

厚生労働大臣 殿

地方厚生局受付印

医療法第 5 条の 2 第 1 項の認定に必要な経験に係る証明書
(医師免許取得後 9 年以上経過した医師による同一又は複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な勤務に基づき申請を行う場合)

当該医療機関における勤務期間及び業務内容に関し、下記の記載に相違ないことを証明する。

年 月 日
(医療機関の名称)
(管理者氏名)

申請者氏名 (年 月 日生まれ)

医療機関の名称	所在地
勤務期間	
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日のうち 日 (1 日 6 時間以上の勤務日)	
当該医療機関において行った業務 (該当するものを○で囲むこと。)	
ア 個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務	
イ 他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務	
ウ 地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務	

厚生労働大臣 殿

※ 上欄のア〜ウの業務の具体例としては、以下のものが考えられる。
(アの業務の例)
・地域の患者の慢性疾患に対する継続的な治療
・その他、地域の患者への継続的な診療及び保健指導
・地域住民に外来診療が必要となった際の外来診療
・地域の患者に入院治療が必要となった際の入院治療
・診療時間外の患者の急変時の対応
・在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療
・在宅療養を行っている患者が急変した際の往診
※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。
(イの業務の例)
・地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加
・他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整
・介護認定審査会への参加
・小児等に対する夜間診療の実施

医療法第 5 条の 2 第 1 項の認定に必要な経験に係る証明書
(医師免許取得後 9 年以上経過した医師による同一又は複数の医師少数区域等所在病院等における断続的な勤務に基づき申請を行う場合)

当該医療機関における勤務期間及び業務内容に関し、下記の記載に相違ないことを証明する。

年 月 日
(医療機関の名称)
(管理者氏名)

申請者氏名 (年 月 日生まれ)

医療機関の名称	所在地
勤務期間	
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日のうち 日	
当該医療機関において行った業務 (該当するものを○で囲むこと。)	
ア 個々の患者に対し、その生活状況を考慮し、幅広い病態について継続的な診療及び保健指導を行う業務	
イ 他の病院等との連携及び患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するための保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する業務	
ウ 地域住民に対する健康診査、保健指導その他の地域保健に関する業務	

厚生労働大臣 殿

※ 上欄のア〜ウの業務の具体例としては、以下のものが考えられる。
(アの業務の例)
・地域の患者の慢性疾患に対する継続的な治療
・その他、地域の患者への継続的な診療及び保健指導
・地域住民に外来診療が必要となった際の外来診療
・地域の患者に入院治療が必要となった際の入院治療
・診療時間外の患者の急変時の対応
・在宅療養を行っている患者に対する継続的な訪問診療
・在宅療養を行っている患者が急変した際の往診
※アの業務は、専門的な医療機関に対する患者の受診の必要性の判断を含むものとする。
(イの業務の例)
・地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会等への参加
・他の医療機関又は介護・福祉事業者が加わる退院カンファレンスへの参加等、患者の転院、転棟、退院先との調整
・介護認定審査会への参加
・小児等に対する夜間診療の実施

改 正 後	改 正 前
・小児の慢性疾患患者についての教育施設等、環境の面で特別な配慮が必要な慢性疾患患者についての環境を担う施設との調整 ・地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。） （ウの業務の例） ・公共的な性格を有する定型的な健康診断[※]及びその結果に基づく保健指導 ※ 労働安全衛生法に基づく健康診断 - 学校保健法に基づく健康診断 - 母子保健法に基づく健康診査 - 健康増進法に基づくがん検診 - 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査 - 保険者からの委託に基づく健康診断 等が含まれる。 ・予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種 ・地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。） 様式３～様式４（略）	・小児の慢性疾患患者についての教育施設等、環境の面で特別な配慮が必要な慢性疾患患者についての環境を担う施設との調整 ・地域の医療従事者に対する研修の実施（講師としての参加を含む。） （ウの業務の例） ・公共的な性格を有する定型的な健康診断[※]及びその結果に基づく保健指導 ※ 労働安全衛生法に基づく健康診断 - 学校保健法に基づく健康診断 - 母子保健法に基づく健康診査 - 健康増進法に基づくがん検診 - 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査 - 保険者からの委託に基づく健康診断 等が含まれる。 ・予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種 ・地域で行われる母親学級での講演や、地域で行われる生活習慣病等に関する院内外における講習会等、地域住民に対する保健医療に関する講習会の実施（講師としての参加を含む。） 様式３～様式４（略）